

中期目標原案・中期計画案一覧表

(法人番号 61) (大学名) 国立大学法人和歌山大学

中 期 目 標 原 案	中 期 計 画 案
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>和歌山大学は、高野・熊野世界文化遺産など豊かな歴史と環境に育まれた和歌山県唯一の国立総合大学として「地域を支え、地域に支えられる大学」であるとともに、持続可能な社会の実現に寄与することを宣言する。</p> <p>その実現のため、3つの基本目標を掲げる。</p> <p>1. 和歌山大学は、現代の学生の、青年期に至る人間形成上の諸課題を深く認識し、教養教育、専門教育によって「生涯学習力」を培った市民・職業人として社会に参加し、その発展に寄与できる人間を育てる。</p> <p>2. 和歌山大学は、紀伊半島を含む黒潮文化圏という歴史、自然、経済、文化を活かした研究活動によって創造された知見を活かし、地域から日本と世界の発展に寄与する。</p> <p>3. 和歌山大学は、教員の多様な問題関心に基づく諸活動を尊重し、職員の主体的な職務遂行を支え、学生が高度な理論と実践力を修得するとともに「学生満足」が充足される大学生活を送ることができるように支援を強化する。</p> <p>また、教員・職員・学生相互の信頼関係のもとでの協働と参画を</p>	

<p>通じて、「自主・自律・共生の気風にあふれる大学」であることを目指す。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日～平成28年3月31日（6年間）</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>[教育課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題探求能力やコミュニケーション能力をはじめとする様々な能力を、学士、修士、博士のそれぞれに求められるレベルで確保する教育課程を編成する。 ・ 学士課程においては、大学教育への順応を促すため、初年次導入教育に力を入れる。 <p>[教育内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生が必要な能力を身につけられるよう、教育内容の充実を図る。 ・ 自主性・創造性を育む教育を推進する。 ・ 職業人育成のため、キャリア教育や社会人のリカレント教育 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>[教育課程]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部、研究科ごとにコア・カリキュラムを設定するなど、それぞれが担う人材養成に応じた教育課程を編成し実施する。 ・ 少人数による初年次教育（導入教育）の履修モデル厳格化や双向性を重視した授業内容の充実により、学習への動機付けや学習習慣の形成をはかる。また、学生による学習支援組織を設置し、学習意欲向上に向けた支援体制を確立する。 <p>[教育内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻する学問分野の知識のみでなく、コミュニケーション能力、問題解決能力、情報リテラシーなど、社会人としての基礎力を育成するための体系的な履修モデルを構築する。 ・ 学位授与、教育課程、単位制度などの方針を明確化するとともに、学生に提供する情報の公開及び教育サポートシステムなどを利用し、学生への周知方法を充実する。 ・ 大学間の協働による授業の提供をより充実させる。 ・ 自主的・創造的活動を学士教育課程において重視し、倫理観、自己管理力、協調性、プロジェクトマネジメント力の育成を意図した教育を実施する。 ・ 卒業・修了時に社会人としての基礎力を獲得できるように、系統的なキャリ

<p>に力を入れる。</p> <p>[成績評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育の質保証の観点から、公正かつ客観的な成績評価を行う。 <p>[入学者選抜]</p> <ul style="list-style-type: none"> アドミッション・ポリシーの検証・見直しなど、本学の人材養成目標に照らし適切な人材の確保に努める。 <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>[教育の実施体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教養教育の実施体制を確立し、強化する。 <p>[教育の質の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> FD活動に対する各教員の意識を向上させる。 <p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>[学習・生活支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生が学習機会を絶たれることのないよう、環境を整備する。 	<p>ア教育を初年次から導入する。高学年次においてはインターンシップを充実させるとともに、企業・自治体等地域との連携によるキャリア教育体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会人に対する履修証明プログラム及び高度なスキルを持った人材育成のための特別講座の開設、大学院授業の聴講制度など、社会人リカレント教育を充実する。 <p>[成績評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習時間などの実態把握、教育方法の点検・見直しを行い、より客観的な成績評価基準を策定し適用する。 <p>[入学者選抜]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の年間単位取得状況などを調べ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を適切に受け入れていたのかを確認することによって、入試機能の有効性を検証し、その結果を踏まえ入試方法に反映する。 <p>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>[教育の実施体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教養教育において、組織的な取組を可能とする企画・運営体制を確立し、強化する。 <p>[教育の質の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業参観制度、グッドレクチャー賞、FDフォーラムなどを強化し、全学、各学部及び各研究科におけるFD活動をより充実させる。 学生の授業評価などに基づく、各教員の授業改善を支援する体制を確立するとともに、問題解決教育のPDCAサイクルにつなげる。 <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>[学習・生活支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートマニュアルを作成するなど、身体に障害を持った学生の学習・生活面での支援を強化する。 メンタルな問題で修学困難となった学生や、単位修得状況に問題のある学生、留年生などに対するキャンパス・デイケアを強化する。
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生活に対する支援を充実強化する。 <p>[就職支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の就職に対する組織的な支援を強化する。 <p>[ハラスメント対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントの防止に努めるとともに、発生時の相談体制などを強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生生活に関わるトラブルの防止を図る、学生の課外活動への参加率を高めるなどの支援を推進するとともに、社会人としてのマナー教育を行う。 <p>[就職支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学的就職支援体制の下で、キャリア形成支援、就職対策の立案及び学生相談体制を維持・強化する。 <p>[ハラスメント対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員に対する啓発研修会や学生に対する啓発講演会の開催などハラスメント防止の取組を引き続き実施するとともに、ハラスメントが起きた場合に備え、相談窓口の周知、相談員研修などをさらに強化する。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>[研究水準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の研究状況や地域の特性に相応した適正な研究領域の選択集中を行い、特徴ある先端的研究領域を育成する。 <p>[研究成果の社会還元]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産官学の研究交流の場や学生・教員の学外での研究発表を拡充する。 <p>(2) 研究支援等に関する目標</p> <p>[研究支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的な課題を定め、学部の枠を越え全学的に取組む仕組みをさらに強化する。 <p>[研究の質の向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究活動に対する評価を実施し、研究の質の向上を図る。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>[研究水準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卓越した研究グループ活動を支援し、研究拠点の形成を推進する。 ・ 国内外の研究組織との研究連携を進め、研究活動の活性化と水平展開を図る。 ・ 優れた若手研究者育成のため、基礎的な研究を含め支援を強化する。 ・ 研究環境を整えるため、費用、設備、人的支援などの面でセーフティーネットを構築する。 <p>[研究成果の社会還元]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産官学の研究交流の場を通して地域に根ざした研究シーズを発掘し、実効ある共同研究を推進する。 ・ 地域の研究者も参画し、学生・教員の学外での研究発表を促進する。 <p>(2) 研究支援等に関する目標を達成するための措置</p> <p>[研究支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光学など特色ある研究や学部横断型のプロジェクト研究、グループ研究を重点的に推進するため、財政面などで支援を行う。 ・ 若手による研究、女性による研究に対する支援を推進する。 <p>[研究の質の向上]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画や成果報告を含め、積極的に自己評価・外部評価を行い、高い評価を

[研究倫理]

- ・ 研究倫理の確立とその保持を図るための体制を整備する。

3 その他の目標**(1) 地域社会との連携や社会貢献に関する目標**

- ・ 地域社会のニーズにあった教育・研究を推進する。
- ・ 社会貢献をさらに進めるため、効果的な運営を行う。

(2) 国際化に関する目標

- ・ 留学生の確保に努める。
- ・ 留学生への支援を強化する。
- ・ 地域の国際化の中心として活動する。

(3) 附属学校に関する目標

- ・ 大学教員や学生の教育・研究の場としての機能を充実する。
- ・ 地域における教育拠点として、先進的な教育に取組み、その成果を発信する。

得た教員にインセンティブを与えるなど、研究の質の向上を図るための取組を推進する。

[研究倫理]

- ・ 学術研究の健全な環境の確保、信頼性と公正性を担保するため、倫理指針の徹底を図る。

3 その他の目標を達成するための措置**(1) 地域社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置**

- ・ 地域の活性化に寄与するため、大学を支援するステークホルダーとの協働を推進し、高大連携など地域社会のニーズにあった教育・研究を拡充する。
- ・ 時代ニーズに即応し、サテライトを含むセンターについて、ミッションを活かしつつ発展的運用を図り、各種連携協定についても見直しを進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・ 留学生受け入れ人数の多い国などの重点国を選び、重点的に国際交流を推進するとともに、締結している国際交流協定の機能状況などを点検し、その見直しを行う。
- ・ ビジネス日本語及び日本や和歌山地域の生活・文化などを体験学習できる授業を地域のボランティアなどの協力を得て推進し、留学生に対する「日本語・日本事情」教育を充実させる。
- ・ 国際交流活動において、地域の産官学民とのネットワークの推進や社会人を対象として開講している地域在住の外国人子弟などの支援を目的としたボランティア日本語教員養成講座などにより、地域の国際化支援に積極的に貢献する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校を活用して、大学教員・院生との共同研究を拡大するとともに、教育学部学生の授業力向上の方法を研究する。
- ・ 特別支援学校において、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を一層発展させる。

<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>[教育研究組織の見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> 時代・社会の状況に適切に対応した教育研究組織を検討し、改善を図る。 <p>[資源配分]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長のリーダーシップの下、効率的な資源配分を行う。 <p>[人事制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀な人材を確保、育成し、能力を十全に発揮させるよう、計画的な取組を行う。 <p>[監査機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査機能のさらなる充実を図る。 <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の有効活用などにより、事務のさらなる効率化に努める。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>[教育研究組織の見直し]</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学院の構成やその定員についての適正化を進めるとともに、その他の教育研究組織についても見直しを行う。 <p>[資源配分]</p> <ul style="list-style-type: none"> 機動的、効果的、戦略的な予算編成を推進する。 <p>[人事制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の欠員補充にあたって、計画的に優秀な人材を採用する仕組みを強化する。 職員の資質向上のため、私立大学・企業などへの派遣研修や学内研修制度など多様な職員研修を導入する。 男女共同参画の基本方針に基づく施策を推進する。 障害者の採用を促進し、「障害者雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を達成する。 <p>[監査機能]</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長、監事と監査室による定期的な連絡協議会を実施するなど、監査機能を充実強化する。 <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るため、全学共通のポータルサイトの開設、データベースの統合など情報化を推進し、有効に活用する。
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研究資金、その他自己収入の増加を図る。 	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金の申請件数を、平成27年度までに、平成21年度と比較して2割増加させる。 知的財産の取得と有効活用を推進し、第二期中期目標期間における知的財産収入を第一期の2倍以上とする。 和歌山大学基金への寄附を増加させる取組を推進する。

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 前項の目標の対象以外の教職員についても、適正な人件費管理を行う。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費の抑制を図る。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の適正な運用管理を行い、有効活用を促進する。 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 非常勤教職員の活用・配置について見直しを行い、効率化を図る。 <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 節電や資源ゴミの分別などにより、環境への負担低減を図り、経費の削減を推進する。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設設備のマネジメントを引き続き行い、施設設備の有効活用を推進する。 戦略的に財務分析を行い、その結果を大学運営の改善に活用する。
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の自己点検・評価をさらに充実させ、改善へ結び付ける仕組みを充実させる。 教員の個人評価や研究プロジェクトに対する評価を充実させる。 	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価体制の見直しを行い、改善と一体となった戦略的な自己点検・評価を実施する。 教職員評価制度を検証し、必要な見直しを行うとともに、評価結果を公表し、処遇に評価結果を反映させる。 研究プロジェクトなどについて、学内外の有識者による厳格な評価を推進し、評価結果を研究費など資源配分に反映させる。

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会への積極的な情報提供を行う。 	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報体制を充実強化するとともに、学内情報の共有化を進め、戦略的な広報を実現する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光学部の教育研究環境の充実を図る。 ・ 大学へのアクセスの向上を図る。 ・ 情報基盤の充実を図る。 <p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南海地震、南海地震など、自然災害への備えを充実する。 ・ 情報の適正な管理を図るため、情報セキュリティを高める。 <p>3 法令遵守に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守に基づく法人運営が行われているか、チェック体制を強化する。 ・ 研究倫理の確立とその保持を図るための体制を整備する。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光学部棟を建設し、その施設・設備について計画的に整備を行う。 ・ 新駅の開業に向けて、進入路などを整備する。 ・ 全学的な情報基盤を構築し、教育研究活動を支援するとともに、学内情報資源の有効活用を推進する。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南海地震、南海地震など自然災害への対応として、学生及び教職員への防災教育、防災訓練、職場の安全点検を推進する。 ・ 情報セキュリティ対策の充実強化を図るため、情報セキュリティポリシーを周知し、それに基づく施策を着実に実施する。 <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守のための教育研修を年1回以上実施する。 ・ 経営協議会、監事、監査室などによるチェック機能を強化するなど、法令遵守を徹底する。 ・ 研究の健全な環境の確保、信頼性と公正性を担保するため、倫理指針の徹底を図る。

VII 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

2. 収支計画

3. 資金計画

VIII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・経済学部同窓会館の土地（和歌山県和歌山市和歌浦南三丁目 1679番12 501.57 m²）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・重要な財産を担保に供する計画はありません。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、大学の基本的な目標を達成するため、教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要とする経費に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
小規模改修	総額 138	国立大学財務・経営センタ 一施設費交付金（138）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施

状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(人事に関する方針)

採用

- 教員の欠員補充にあたって、計画的に優秀な人材を採用する仕組みを強化する。
- 障害者の採用を促進し、「障害者雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を達成する。

配置

- 男女共同参画の基本方針に基づく施策を推進する。

処遇

- 教職員評価制度を検証し、必要な見直しを行うとともに、評価結果を公表し、処遇に評価結果を反映させる。

研修

- 職員の資質向上のため、私立大学・企業などへの派遣研修や学内研修制度など多様な職員研修を導入する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担の予定はありません。

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- 観光学部棟校舎整備事業に係る建物新設工事費、施設設備整備費の一部
- その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

別表

別表（学部、研究科等）		別表（収容定員）	
学部	教育学部 経済学部 システム工学部 観光学部		
研究科	教育学研究科 経済学研究科 システム工学研究科		
		平成22年度	教育学部 755人 (うち教員養成に係る分野 535人) 経済学部 1,340人 システム工学部 1,195人 観光学部 410人
			教育学研究科 90人 うち修士課程 90人 経済学研究科 94人 うち修士課程 94人 システム工学研究科 290人 うち博士前期課程 258人 博士後期課程 32人
		平成23年度	教育学部 740人 (うち教員養成に係る分野 580人) 経済学部 1,340人 システム工学部 1,180人 観光学部 440人
			教育学研究科 90人 うち修士課程 90人 経済学研究科 94人 うち修士課程 94人 システム工学研究科 282人 うち博士前期課程 258人 博士後期課程 24人
		度 平成24年	教育学部 740人 (うち教員養成に係る分野 580人) 経済学部 1,340人 システム工学部 1,180人

		観光学部	440 人
		教育学研究科	90 人
		うち修士課程	90 人
		経済学研究科	94 人
		うち修士課程	94 人
		システム工学研究科	282 人
		うち博士前期課程	258 人
		博士後期課程	24 人
平成 25 年度		教育学部	740 人
		(うち教員養成に係る分野	580 人)
		経済学部	1,340 人
		システム工学部	1,180 人
		観光学部	440 人
		教育学研究科	90 人
		うち修士課程	90 人
		経済学研究科	94 人
		うち修士課程	94 人
平成 26 年度		システム工学研究科	282 人
		うち博士前期課程	258 人
		博士後期課程	24 人
		教育学部	740 人
		(うち教員養成に係る分野	580 人)
		経済学部	1,340 人
		システム工学部	1,180 人
		観光学部	440 人
		教育学研究科	90 人

	うち博士前期課程 258 人 博士後期課程 24 人
平成 27 年度	教育学部 740 人 (うち教員養成に係る分野 580 人) 経済学部 1,340 人 システム工学部 1,180 人 観光学部 440 人
	教育学研究科 90 人 うち修士課程 90 人 経済学研究科 94 人 うち修士課程 94 人 システム工学研究科 282 人 うち博士前期課程 258 人 博士後期課程 24 人